

## 役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人太田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事・監事及び評議員選任委員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長については、法人業務を行う場合に別表1の通り報酬等を支給する。
- (2) 常勤役員等については、報酬を支給しない。
- (3) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2の通り費用を弁償する。  
ただし、役員が太田市及び太田市関連団体の職員と兼ねる場合は、報酬は支給しない。また、費用も弁償しない。

### (旅 費)

第4条 役員の旅費は、太田市の旅費に関する条例を運用する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 会長に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、前日に支払とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 会長の報酬

種別	金 額
1回	5,000円

別表2 非常勤役員等の費用弁償額

種別	金 額
日額	2,000円